

高岡ふしき病院医学生奨学金貸与要領

(目的)

第1条 この要領は、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）の高岡ふしき病院（以下「病院」という。）における日本国内の大学の医学部医学科に在籍する学生を対象とする奨学金の貸与について定める。

(貸与対象要件)

第2条 奨学金の貸与の対象となる者は、当該各号のいずれにも該当する者とする。

一 日本国内の大学の医学部医学科に在籍する学生であって、学生の本分を守り、学業に精励することができる者

二 病院が指定する診療科（①整形外科、②総合診療部、③内科、④リハビリテーション科を希望する者で、医師免許取得後、病院が指定する医療機関で医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「初期臨床研修」という。）を修了し、将来、病院において常勤職員として勤務することを希望する者

三 初期臨床研修修了後に、病院が指定する大学医局に入局する者

2 都道府県地域枠で入学した学生は、本制度の対象外とする。

3 就学状況把握のため、年に1回程度、当院にて面接を行う。その際に就学状況に関するレポートを提出する事とする。

(貸与申請の手続き)

第3条 奨学金の貸与を受けることを希望する者は、病院の院長（以下「院長」という。）に対し、奨学金貸与申請書（様式第1号）に院長が別に定める書類を添付し申請するものとする。

(奨学生の決定)

第4条 院長は、対象者と面接を行い、奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）を決定する。

2 院長は、奨学生に対して、奨学金貸与決定通知書（様式第2号）を発行するものとする。

3 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受領した場合には、院長に対して速やかに奨学生誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

(奨学金の額及び貸与期間)

第5条 奨学金の貸与額は、月額30万円とする。

2 奨学金の貸与期間は、奨学生になった日の属する年度から大学を卒業する年度までの修業年限とする。すでに大学に在籍している学生から貸与申請の希望がある場合は、院長の判断により個別に対応することができる。

(貸与方法及び利息)

第6条 奨学金の貸与方法は、毎月20日に奨学生が指定する銀行口座に振り込むものとする。

2 奨学金の利息の額は、貸与を開始した日の属する月の翌月から貸与期間を満了した日の属する月（第9条に該当する場合にあつては、奨学生の資格を取り消された日の属する月）までの期間の月数に応じ、貸与された奨学金の全額に年10%の割合を乗じて計算した額とする。

(連帯保証人)

第7条 奨学金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 連帯保証人は、奨学生と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の資格の取消)

第8条 院長は、奨学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、奨学生の資格を取り消すことができる。

一 新たな学年に進級できないとき

二 就学態度、成績等について特段の問題があり、奨学生とすることが適当でないと判断したとき

(奨学生の辞退)

第9条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願（様式第4号）を院長に提出しなければならない。

(返還の債務の免除)

第10条 院長は、奨学生が医師免許取得後、病院において、病院があらかじめ指定した診療科の常勤職員として第6条第2項に定める貸与期間相当の期間に1.5を乗じて得た期間（以下「返還債務免除勤務期間」という。）勤務したときは、奨学金の返還の債務を全額免除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、院長は、1.5年の勤務につき1年分の奨学金

の返還の債務を免除するものとする。なお、1. 5年に満たない期間は、返還債務免除勤務期間に含まない。

3 院長は、奨学生が返還債務免除勤務期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったときは、奨学生又はその家族と協議の上適当と判断する場合は、奨学金の返還の債務の全額又は一部を免除することができる。

4 院長は、前3項の規定により返還の債務の全額又は一部を免除した場合、本人及び連帯保証人に対し、奨学金返還免除決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

5 前4項の規定により返還を免除する債務は、第6条第1項に定める奨学金の元金及び第7条第2項に定める利息とし、併せて免除するものとする。

（返還債務免除勤務期間の通算）

第11条 次に掲げる期間は、返還債務免除勤務期間に通算する。

一 初期臨床研修期間中、病院において勤務した期間

二 基本領域学会専門医及び総合診療専門医となるための一般社団法人日本専門医機構が認定するプログラム（以下「専門研修」という。）期間中、病院において勤務した期間

三 専門研修修了後、院長が必要と認めて院長の命令により他の医療機関に勤務した期間

2 奨学生は、初期臨床研修修了後の翌月から起算して15年以内（次条に掲げる一時中断期間を含む）に、返還債務免除勤務期間を終えることとする。

（返還債務免除勤務期間の一時中断）

第12条 院長は、奨学生が病気、出産、育児等のライフイベント等自己都合により業務に従事できない場合で、奨学生と協議の上適当と判断するときは、返還債務免除勤務期間の一時中断を認めることができる。

2 一時中断の期間は、一時中断を開始した日の属する月から終了した日の属する月までの期間とし、返還債務免除勤務期間に含まない。

（返還）

第13条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、返還すべき事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与された奨学金の全額に第7条第2項の利息を付した額（第11条第2項又は第3項に該当する場合にあっては、返還の債務を免除した額を減じた額）を一括で返還しなければならない。

- 一 第9条の規定により奨学生の資格が取り消されたとき
 - 二 病院があらかじめ指定した診療科以外を専攻したとき
 - 三 原則として、大学を卒業後2年以内に医師免許を取得できなかったとき
 - 四 返還債務免除勤務期間を満たさずに退職するとき
 - 五 地域医療機構の就業規則に著しい違反行為があったとき
- 2 前項にかかわらず、やむを得ない事情により一括返還できないと院長が認めた場合には、返済期間の上限を3年として分割返済することができる。この場合には、院長並びに奨学生及び連帯連帯保証人は、分割返済にかかる書面を作成するものとする。
- 3 前項の分割返済における延納利息については、独立行政法人地域医療機能推進機構会計要領（平成26年要領第61号。以下「会計要領」という。）第24条の規定に基づいて算定した延納利息を徴収することができる。

（延滞金）

第14条 院長は、奨学生が、前条第1項に規定した額を返還しなければならぬ日までに返還しなかったときは、会計要領第25条の規定に基づき延滞金を徴収するものとする。

（紛争対応）

第15条 勤務の誓約を果たさずかつ奨学金の返還の義務が履行されない場合、連帯連帯保証人への返還請求等法的措置をとることとする。

二. 本件契約から発生する一切の紛争の第一審の管轄裁判所を、債権者の指定する地方裁判所とする。

（その他）

第16条 奨学金の貸与に関し必要な事項は、この要領に定めるもののほか、会計要領その他地域医療機構の関係要領等の定めるところによるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

- 二. この要領の一部改正は、令和3年4月1日より施行する。
- 三. この要領の一部改正は、令和7年1月8日より施行する。

（準備行為）

第2条 奨学金の貸与を開始するために必要な準備行為は、この要領の施行前においても行うことができる。